

第3章

第3次基本計画  
の全体像

## 第3章

# 第3次基本計画の全体像

## 1 基本となる考え方

第2章で掲げた消費者問題の現状と課題を受け、私たち市民ひとりひとは、まず「自分は消費者である」と自覚し、消費者トラブルや消費者被害とは決して無縁ではないことを認識する必要があります。そして、市民は「消費者市民社会」の形成に積極的に参画することが求められており、自らの利益を守るための市場行動だけでなく、日々の消費生活について自立した消費者として考え、判断し、行動していくことが大切です。

一方、依然として消費者からは多くの相談が寄せられているほか、消費生活の安全や安心を脅かす事件が発生していることから、安全で安心できる暮らしを確保するための取組は引き続き重要です。

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」において、札幌市の諸課題の解決にあたっては、市民、企業、行政の総力「市民力」を結集し、オール札幌で課題解決に取り組んでいかなければならないと掲げているように、消費生活に関する取組の推進にあたっては、「市民力」を結集し、互いに連携・協力していくことが不可欠です。

第3次基本計画においては、第2次基本計画から引き続き「消費者の権利の確立と自立の支援」という消費生活条例の基本理念のもと、様々な主体と連携・協力しながら、相談体制の整備や商品やサービスの安全の確保、取引行為の適正化といった取組を進めつつ、子どもから高齢者までの各年代に応じた消費者教育を推進していきます。

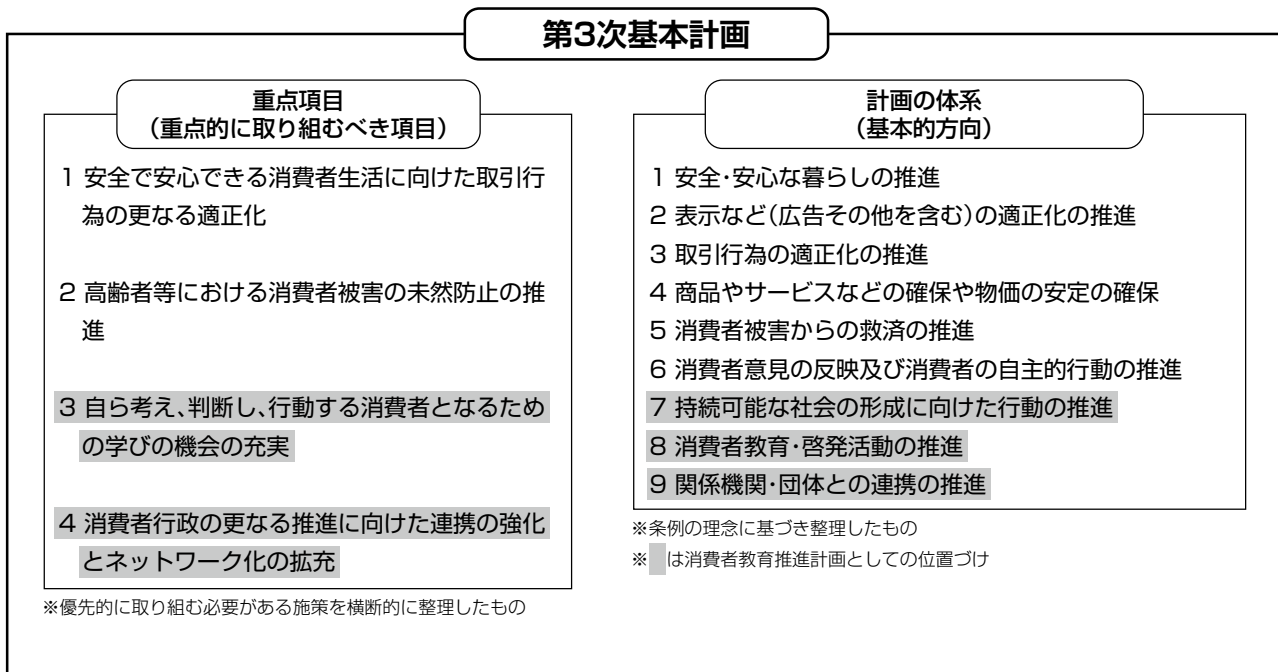
なお、消費者教育推進プランは第2次基本計画の一部として策定されたものであることから、消費者施策全体を総合的に推進していくために、第3次基本計画と一体の計画として統合します。

## 2 計画の構成 ■■■■

第3次基本計画では、消費者問題の現状と課題や第2次基本計画及び消費者教育推進プランの振り返りから、重点的に取り組むべき項目を「重点項目」として掲げます。

また、こうした課題の解決や消費者の権利の確立に向けて、各部局にまたがっている消費者施策を総合的に連携しながら進めるため、消費生活条例の目的と理念を実現するための施策を基本的方向1～9として整理しました。

また、推進法の規定する「消費者教育推進計画」として、本計画では、第1章～第3章及び第6章と、第4章～第5章のうち下図の網掛の部分位置づけます。

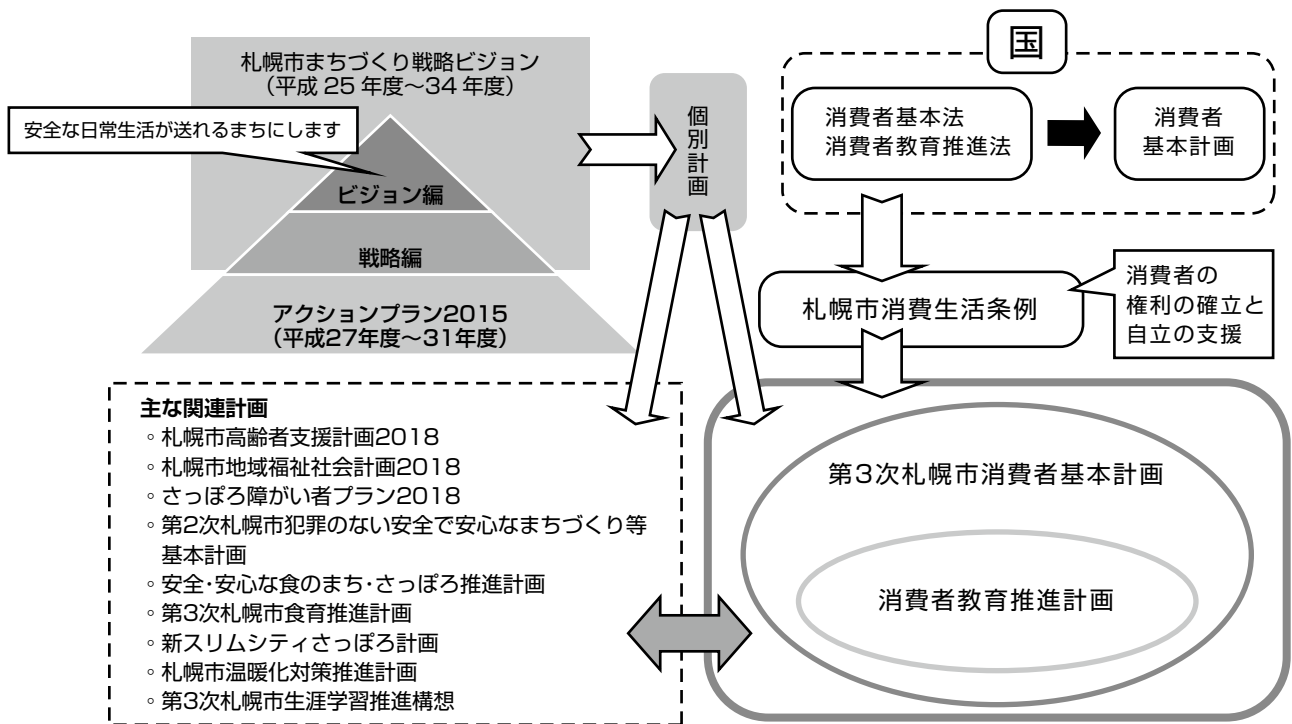


### 3 計画の位置付け

基本計画は、消費生活条例第10条に基づき策定される計画であるとともに、推進法第10条の2に定める「消費者教育推進計画」として位置づけられます。

さらに、第3次基本計画は、札幌市の目指すべき都市像、まちづくりの基本的な方向性、まちづくりの重点戦略などを盛り込んだ、札幌市のまちづくりの基本的指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成25年度～34年度)」及びその中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015(平成27年度～31年度)」の個別計画と位置づけられます。

戦略ビジョンにおいては、ビジョン編の第4章「まちづくりの基本目標」の基本目標14『安全な日常生活が送れるまちにします』で行政が取り組むこととして“消費者問題への対策の充実”を挙げています。また、アクションプランにおいても、各種消費者施策を推進することとしています。したがって、第3次基本計画は、これらの実現に向けた施策を推進するために策定します。



### 4 計画の期間

第3次基本計画の計画期間は、今後の社会経済情勢に応じて柔軟な見直しを行うといった観点及び「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の計画期間との整合性から、5年間(平成30年度～34年度)とします。